

婦人関係資料シリーズ

一般資料 第19号

売春問題の対策に関する答申書

労働省婦人少年局

はしがき

かねてより労働大臣の諮問により、婦人の人権尊重と福祉の観点から廃娯問題の対策を審議中であつた婦人少年問題審議会は、このほど労働大臣に対し、その答申を行いましたので、ここに答申の全文及び答申中における関係法規条文などを印刷して一般の参考に供します。

一九五三年一月

労働省 婦人少年局

婦人少年問題審議会委員名

婦人労働部会

岩田正造
波多則三郎
林雅代
◎神近市子
土屋清
中村喜美子
松村鶴三
丸沢美千代
後藤滋
江上フジ

年少労働部会

草川昭三
柳川いづ
●藤本喜八
二村武
後藤安太郎
秋庭環
佐藤正
桐原源見
三隅達郎
堀野幸子

婦人問題部会

東畑精一
和田嘉子
●神崎清
川島武宜
田中彰
内藤誠夫
山本松代
船田文子
後藤俊子
平林たい子

註 ◎印は会長 ●印は副会長

売春問題の対策に関する答申

昭和二十七年五月三十日発婦第七号による諮問「婦人の人権を尊重し、その福祉をはかるため、売春問題に対する対策につきその会の意見を問う」について本会は、別紙のとおり答申する。

昭和二十七年十二月二十七日

婦人少年問題審議会

会長 神近市子

労働大臣 戸塚九一郎 殿

現在、公娼制度は法律をもつて禁止されているにもかかわらず、旧公娼地域は全国に四百近くを数え、約一万三千余のいわゆる特殊飲食店業者が、通称赤線区域内に黙認された状態で営業をいとなみ、そこに約四万五千名に上る業態婦が自由意志の名目で売春行為を行っているが、その実態は公娼制度の時代とあまりかわりない有様である。しかも、現在これら集娼地域の周辺にはこれに準ずる営業の地域が次第に拡大し、さらに私娼、獨娼が各地に拡散する傾向にあり、これがいわゆる人身売買の温床ともなり、就職難の婦人の転落を助長し、あるいは女性の肉体の切売りによつて利益をうる業者の増大、仲介業者のちよりようを許し、人道上、風教上及び公衆衛生上、重大な社会問題を形成している現状である。

婦人の眞の解放をはかり、婦人の人権を擁護し、もつて婦人の地位の向上を實現するためには、このような状態は一日も放置しておくことは許されない。よつて速やかに法規の整備、取締の強化を行うとともに単独の売春禁止法を制定する一方、売春婦の保護厚生ならびに一般婦女子の転落防止のための積極的な対策を樹立し、さらに本問題に関する正しい世論の啓発につとめることが必要である。なお駐留軍基地における風紀の問題については、双方の国家当局の誠意ある努力によつてすみやかに解決策を見出すことが必要である。本審議会は、かかる見地から売春問題の対策として、左のとおり要請する。

一、黙認主義を排して、売春取締を強化すること

現行の諸法規は、売春業者の営業の禁止その他の取締りを規定しているにもかかわらず、従来旧遊廓地帯はいわゆる赤線区域として黙認されてきた。これは戦後、公娼制度廃止当時（昭和二十一年）の取締当局及び次官會議（同年十一月十四日）の基本方針が、売春制度を「社会上已むを得ざる悪」とみなし、一般子女の保護、一般社会からのこの種の地域の隔離、性病の蔓延の防止などを理由として黙認主義をとつたがためである。しかしながら、一部の女性の肉体をもつて一般子女を守るという考え方は基本的人権をじゅうりんするもので、民主憲法の下、容認することのできぬものであり、又、特定の地域に隔離して社会の風教を守るといふ考え方は、むしろ逆にこれらの地域を中心として私娼が拡大し、更に各所に拡散している現象によつて否定される。又性病の蔓延は事実上防止されていない。その上、この種の地域を中心に各種の設備、営業が成立するにつれて、売春そのものに對する罪惡感はまひしつゝあり、そのために自由意志による売春が助長されている。

さらにまた、この赤線区域内における従業婦は名目上自営の形態をとるとはいえ、事實上、業者との間に雇用関係があり、稼働高に對して相当高率な中間搾取をうけている。このように、いわゆる赤線区域は日本における売春問題の根源をなすものであつてこれを黙認することは、人道上及び社会政策上決して許さるべきではない。よつて速やかに黙認主義を改め、関係当局において現行法規による取締りを徹底的に行うことが第一に必要なである。

二、単独の売春禁止法を制定すること

現在売春禁止に關係ある法規としては、勅令九号、刑法、労働基準法、職業安定法、児童福祉法、性病予防法、風俗営業取締法、軽犯罪法などの關係條項があるが、売春行為そのものを取締る法令がない。地方においては、地方條例を制定しているものが現在四十一に上るが、その條文はまちまちである。世界でも、文明国とよばれる国では、すべて売春禁止令をもっている。さきに述べた取締りの強化を断行するためにも、地方條例を統一して全国一斉に売春行為の取締りを行い、売春が非合法性のものであるという概念を國民に植えつけることが肝要である。よつて、単独の売春禁止法を速やかに制定することを國會及び法務省に要請する。而してこの法規には、売春婦に対しては、罰金拘留等の処罰の外に保護処分(売春婦の保護施設への收容、保護監察の実施)を含むべきであり、売春の相手方の処罰の規定及び他人の売春により利益を得る行為に対しては、嚴罰に処する規定を含むべきである。なお、勅令九号が參議院通過當時、左の附帶決議がなされている。この決議に添うためにも、完備した法律の制定が必要である。

附帶決議要旨

勅令九号、婦女に売淫させた者等の処罰に關する法令は、婦女の人身売買防止並にその基本的人權の保護については極めて不十分である。よつて政府は右勅令の根本的な改正法案を速

かに國會に提出すべきことをここに要求する。

三、売春婦の保護、厚生対策及び一般婦女子の転落防止対策を講ずること

婦人が売春婦となる原因には、家庭の生活苦や従来の女子教育に由來する女子自身の生活能力の欠如などの経済的理由と、自暴自棄、道徳心の欠如などの精神的理由と、精神的肉体的欠陥あるものなどの特殊な理由がある。故に売春婦は、捕えて拘留や罰金に処し、また放したのでは、その原因に対する解決がはかられない以上、再びもとに戻るのみで無意味である。故に、経済的理由のあるものには正業を与えるため施設に收容して職業輔導、指導、就職あつせんなどの措置を徹底的に講じ、又精神的理由のあるものには、相当長期にわたつて親切な精神的指導を行い、その改心をまつて正業につく指導を行ねばならぬ。

精神的、肉体的欠陥あるものは、恒久的に保護施設に收容、監督されるべきであらう。このためには、保護融資資金、婦人更生相談所等を設置し、又現存する婦人福祉施設の改善、増設及び活用をうながすべきである。

さらに又、一般婦女子が経済的、又は精神的理由から売春婦に転落することを防止するためには、身売防止資金の設定などによつて貧窮農村地域や都市の貧民層の間における子女の身売を防止すると共に、学校及び家庭、社会の教育において売春や人身売買を罪惡とする人権思想の普及及び正し

勤労働、正常な男女関係、家庭関係確立のための教育方針が徹底されねばならない。

六

四、売春問題に対して正しい世論を啓蒙すること

昭和二十四年度国立世論調査所の調査によれば、売春制度を必要とする意見が一般人の間に大多数（七〇％）を占めている。その理由とするところは、

一、結婚難の今日男性の性慾の本能を充すため已むを得ざる悪である。

二、一般子女を守るために必要である。

三、検診制度で取締つてもらえるので性病の蔓延を防げる。

などが主なものである。しかしながら売春婦を買う男性は半数が既婚者であるといわれていることから推して、性慾の本能を充すためというのは口実であると考えられる。性慾はむしろ、正常な男女関係の欠如と、红灯街の顧客誘致策に乗ぜられて、人工的に異常に刺激されているとみなされる。又、一部の子女の肉体を防波堤として、一般子女を守るという考えはひろく流布され、有識者や母親たちによつてすら支持され易いが、これはさきにも述べたように、人権を無視するものである。その上、红灯街が公然とあることによつて、むしろその附近の一般子女までも売春婦とせやまれ、犯される危険があるのである。諸外国の例によれば、公娼街を廃止したために風俗がふえたという例はなし。

むしろ、売春制度を禁止することによつて、婦人の肉体を軽んずることは不道徳であるという考えが一般化し、婦女を凌辱するような行為は、一層重大な罪であるという概念をつくるのに役立つ。又、このような集娼制度によつて性病の蔓延が防げるといふ考えはまことに危険である。一週に一度位の検診を過信して性病に感染した男性は非常に多い。

事実、集娼地域における売春婦の罹病率は、公表されたものをはるかに上まわるものであるといわれている。故に、隔離された地域は、あやまつた安心感を与えるので危険である。

売春街に関するこのような誤つた考え方を一般人に反省させ、売春街のあることがいかに女性全体を売春婦化し、男女間の性道徳を破かいしつづめるかを知らせることは目下の急務である。学校教育、家庭教育、社会教育において、また民間諸団体、報道機関のすべての機関を活用して、隔離された売春街、すなわち赤線区域の絶滅の必要をしらせ、それが今日のすべての売春問題や風紀問題の対策の根源であることについて正しい世論の啓蒙につとめねばならない。

五、駐留軍基地の風紀問題について対策を講ずること

現在全国に散在する駐留軍基地附近において、駐留軍人及び傭員と日本婦人の売春婦（いわゆるパンパン）との間の遊興行為から、基地附近の住民特に児童青少年に対し、風教上悪影響を及ぼす事実が多い。これに対しては、駐留軍当局が駐留軍人に対して売春婦との遊興を禁止するような措

置をとることが望ましいと同時に、日本政府当局も、駐留軍人相手の売春を嚴重に取締ることが必要である。去る七月二十三日、米國上院においてなされたこの問題に關する質疑における陸軍当局の回答中に、日本を伝統的な売春國とみなす主旨の言辭があり、また駐留軍側としては日本における売春問題を單に性病予防の観点からのみ考慮するような態度のあることに対して、日本政府は沈黙を守るべきでない。而して駐留軍人が日本の売春婦と遊興することを禁止する措置を駐留軍側に要求するためには、まず國內の断平たる禁止方針を實行せねばならないことはいうまでもない。基地の風紀問題は、双方の國が対等の立場に立つた、眞に誠意ある、人道に基いた解決態度を前提とするものであり、この点に關して双方の眞面目な努力を要望するものである。

以上の観点から審議した結果、いかなる売春關係法規並びに地方條例をもつてしても、売春取締りに對する政府の基本方針の確立なき限り、売春問題の解決はのぞみえないと結論した。

よつて當審議會は政府の確固なる方針の樹立を強く要望するとともに、當面とられるべき対策として關係当局に對し、つぎの事項の實施を要望する。

一、売春關係法規の完全實施

(一) 法務省及び國警においては、左の法令を完全に實施すること。

勅令第九号

全條文

刑法

第七十四條 百八十二條 二百二十三條

第二百二十五條 二百二十七條 二百二十八條

輕犯罪法

第一條

風俗營業取締法

第二條 三條 四條 七條

警察官等職務執行法

第六條

(二) 厚生省においては左の法令を完全に實施するとともに旅館業法、食品衛生法に売春を防止し得るような従業婦の規定を入れる。

児童福祉法

第三十四條 六十條

性病予防法

第十一條 十五條 二十二條 二十六條 二十七條

(三) 建設省においては、左の法令を完全に實施するとともに都市計画法第十條の實施にあつては、いわゆる風紀地区を設定せぬこと。

建築基準法

第四十九條 五十二條 (文教地区)

(四) 労働省においては、左の法令を完全に實施すること。

労働基準法

第五條 六條 十七條 五十七條 六十三條 百十九條

職業安定法

第三十二條 三十三條 六十三條 六十四條 六十五條

四 警察当局においては以上の法令の実施に際して取締を強化すること。

二、次官会議に対する要望

次官会議においては昭和二十一年十一月十四日の会議決定による「私娼の取締並びに売生の防止及び保護対策」に関して次の事項を実施することを要望する。

- (一) 対策中一の1、「売淫行為を目的とする一切の雇傭契約並びに金銭消費貸借の無効であることを一般に徹底すること。婦女を相手としてかような契約をなし、又はなそうとした者はこれを処罰するものとする」とを再確認すること。
- (二) 対策中一の3（備考）「社会上已むを得ない想として生ずるこの種の行為については特殊飲食店を指定して警察の特別の取締につかせ、且、特殊飲食店は風教上支障のない地域に限定して集团的に認めるよう措置すること」についてはその取消を行うこと。
- (三) 新たに売春禁止徹底の中合わせをすること。

三、売春禁止法の制定ならびに保護監察制度の実施

法務省は売春婦の保護処分（保護施設に收容及び保護監察の実施）を含む売春処罰法案を次期国会に提出すること。

四、保護及び転落防止対策

政府機関及び民間団体において左の諸施設の設置を要望する。

(一) 保護融資資金の設置

労働省においては、売春婦解放及び身売防止資金の設置を行うこと。

(二) 売春婦收容施設の設置

法務省、厚生省及び労働省においては、左の諸施設の設置、拡充をはかること。

恒久的收容施設の設置

婦人更生相談所の設置及び現存婦人福祉施設の増設並びに拡充強化

売春婦善導、指導機関の設置

精神的教護指導

職業指導、指導、就職斡せんの実施

五、正しい世論をつくるための教育活動の展開

文部省においては、左の事項に関し積極的な対策を樹立すること。

売春問題に関し、正しい世論をつくるための教育活動を学校、家庭、社会教育において行う

こと。

民間団体、報導機関の自発的活動の促進

六、基地風紀問題に対する対策

- (一) 外務省はこの問題に関し、駐留軍側と交渉を行い妥当な解決をはかること。
- (二) 国警においては、現地駐留軍側と協力して取締りを完全に行うこと。
- (三) 文部省は、基地周辺における児童及び青年の教育に関し、有効な対策を講ずること。

附 録

目次

一、関係法規條文

(一) 婦女に売淫をさせた者等 の処罰に関する勅令(勅令九号)	五頁
(二) 刑法	五
(三) 輕犯罪法	六
(四) 風俗営業取締法	六
(五) 警察官等職務執行法	七
(六) 児童福祉法	七
(七) 性被害防止法	八

四 都市計画法

四 建築基準法

四 労働基準法

(五) 職業安定法

二、私娼の取締並に発生の防止

及び保護対策(昭和二十二年

十一月次官會議決定)

三、日本の売春問題について米

陸軍の回答

一、関係法規條文

(一) 婦女に売淫をさせた者等の処罰に

関する勅令(勅令第九号)

(売淫をさせた者の罪)

第一條 暴行又は脅迫によらないで婦女を困惑させて
売淫をさせた者は、これを三年以下の懲役又は一万
円以下の罰金に処する。

(売淫を内容とする契約をさせた者の罪)

第二條 婦女に売淫をさせる事を内容とする契約をし
た者はこれを一年以下の懲役又は五千円以下の罰金
に処する。

(未遂罪)

第三條 前三條の未遂罪はこれを罰する。

(二) 刑法

第七十四條 公然猥褻の行為を爲したる者は六月以
下の懲役若しくは五百円以下の罰金又は拘留若しくは科

料に処す。

第八十二條 娼賣の目的を以て淫行の常習なき婦女
を勧誘して姦淫せしめたる者は三年以下の懲役又は
五百円以下の罰金に処す。

第二百二十三條 生命、身体、自由、名誉若しくは財産
に対し害を加う可きことを以て脅迫し又は暴行を用
い人をして義務なき事を行わしめ又は行い可き權利
を妨害したる者は三年以下の懲役に処す。(後略)

第二百二十五條 娼賣、猥褻又は結婚の目的を以て人
を略取又は誘拐したる者は一年以上十年以下の懲役
に処す。

第二百二十七條 前三條の罪を犯したる者を補助する
目的を以て被拐取者又は被売者を收受若しくは蔵匿し
又は隠避せしめたる者は三月以上五年以下の懲役に
処す。

娼賣又は猥褻の目的を以て被拐取者又は被売者を收
受したる者は六月以上七年以下の懲役に処す。

第二百二十八條 本章の未遂罪は之を罰す。

三 軽犯罪法

第一條 (罪) 左の各号の一に該当する者は、これを拘留又は科料に処する。

(一―三号省略)

四、生計の途がないのに働く能力がありながら職業に就く意思を有せず、且つ一定の住居を持たないもので諸方をうろついたもの。

(五―十九号 省略)

二十、公衆の目に触れるような場所で公衆にけん悪の情を惹きさせるような仕方であり、もその他身体の一部をみだりに露出した者。

(二十一―二十七号 省略)

二十八、他人の進路に立ちふさがつて、若しくはその身邊に群がつて立ち退こうとせず、又は不安若しくは迷惑を覚えさせるような仕方である人につきまとつた者。

四 風俗営業取締法

(定例)

いて、善良の風俗を害する行為を防止するために必要な制限を定めることができる。

第四條 公安委員会は、風俗営業を営む者(以下営業者と書く)又はその代理人、使用人その他の従業者が当該営業に關し、法令又は前條の規定に基く都道府県の指令に違反する行為をした場合において、善良の風俗を害する處があるときは、営業の許可を取り消し、若しくは営業の停止を命じ、又は善良の風俗を害する行為を防止するために必要な処分をすることができる。

第七條 第二條第一項の規定に違反し、又は第四條の規定により公安委員会の処分を受けた者は、これを三ヶ月以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

2 第三條の規定に基く都道府県の條例に違反し、又は前條の規定による当該官吏及び吏員の立入を拒み妨げ若しくは忌避した者は、これを三千円以下の罰金に処する。第二條第二項の規定に違反して届出をなせず、又は虚偽の届出をした者はこれを千円以下の罰金に処する。

第一條 この法律で風俗営業とは、左の各号の一に該当する営業をいう。

一、待合、料理店、カフェーその他客席で客の接待をして客に遊興又は飲食をさせる営業

二、キャバレー、ダンスホールその他の設備を設けて客にダンスをさせる営業

三、玉突き場、まあじやん屋その他設備を設けて客に射撃心をそそる處のある遊技をさせる営業

(営業の許可)

第二條 前條の営業を営もうとする者は、当該都道府県が條例で定めるところにより、公安委員会(都道府県公安委員会、市町村公安委員会及び特別区公安委員会をいう。以下同じ)の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けた者は、当該都道府県が條例で定めるところにより、公安委員会に、必要な届出をしなければならない。

(條例の制定)

第三條 都道府県は、條例により、風俗営業における営業の場所、営業時間及び営業所の構造設備等につ

四 警察官等職務執行法

第八條第二項 興業場、旅館、料理屋、駅その他多数の客の來集する場所の管理者又はこれに準ずる者は、その公用時間中において警察官等が犯罪の予防又は人の生命、身体若しくは財産に対する危害予防のため、その場所に立入ることを要求した場合においては、正当の理由なくしてこれを拒むことができない。

六 児童福祉法

第三十四條 何人も、左の各号に掲げる行為をしてはならない。

(一―五号省略)

六、児童に淫行をさせる行為。

七、前各号に掲げる行為をする處のある者その他児童に対し、刑罰法令に触れる行為をなす處のある者に、情を知つて、児童を引渡す行為及び当該引渡行

為のなされる虞があるの情を知つて、他人に児童を引渡す行為。

八、成人及び、児童の爲の正当な職業紹介の機関以外の者が営利を目的として、児童の養育をあつ旋する行為。

九、児童が四親等内の児童である場合及び児童に対する支配が正当な親用関係に基くものであるか又は家庭裁判所、都道府県知事又は児童相談所長の承認を得たものである場合を除き児童の心身に有害な影響を与える行為をさせる目的をもつて、これを自己の支配下に置く行為。

(後略)

(禁止行為違反の罪)

第六十條 第三十四條 第一項第六号の規定に違反した者は、これを十年以下の懲役又は二千万以上三千万以下の罰金に処する。

2 第三十四條第一項第一号から第五号まで若しくは第七号から第九号まで又は同條第二項の規定に違反した者は、これを一年以下の懲役又は一千万以下の罰金に処する。

入所し又は入院させ、若しくは入所させることを命ずることができる。

(第三項省略)

第二十二條 都道府県知事は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、当該吏員をして、患者又は性病にかかつていると疑うに足りる正当な理由のある者の住所若しくは居所又はその従業する場所に立入り、必要な調査又は質問をさせることができる。

第二十六條 伝染の虞がある性病にかかつている者が、売淫をしたときは、これを二年以下の懲役又は一千万以下の罰金に処する。

第二十七條 売淫のあつ旋、勧誘又はその場所の提供をした者が、その売淫をする者につきその者が伝染の虞がある性病にかかつていることを知つていたときは、これを三年以下の懲役又は二千万以下の罰金に処する。

2 売淫のあつ旋、勧誘又はその場所の提供をした者が、その売淫をする者につき、その者が伝染の虞がある性病にかかつていることを過失によつて知ら

3 児童を使用する者は児童の年令を知らないことを理由として、第二項の規定による過罰を免れることができない。但し、過失のないときはこの限りでない。

(四) 性病予防法

第十一條 都道府県知事は、正当な理由により売淫常習の疑の著しい者に対して、性病にかかつているかどうかについて医師の健康診断を受けるべきことを命じ、又は当該吏員に健康診断をさせることができる。

第十五條 都道府県知事は、必要があると認めるときは、現に医師の治療を受けていない患者又はその保護者に対し、医師の治療を受け、又は受けさせるべきことを命ずることができる。

2 都道府県知事は、性病の徹底的な治療及び予防を行うため、特に必要があると認めるときは、患者又はその保護者に対しその患者の病毒が伝染する虞がなくなるまで病院又は診療所に入院し、若しくは

なかつたときも、また同様である。

(四) 都市計画法

第十條第二項 都市計画区域内に於ては建築基準法に依る地域及地区の外土地の状況に依り必要と認むるときは、風致又は風紀の維持の爲特に地区を指定することを得。

(四) 建築基準法

(用途地域内の建築制限)

第四十九條 住居地域内においては、別表第一(一)項に掲げる建築物は、建築してはならない。但し、特定行政庁が住居の安寧を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。

(後略)

註 別表第一、用途地域内の建築物の制限(一)住居地域内に建築してはならない建築物

(一一四省略)

(特別用途地区)

第五十二條 建設大臣は、都市計画画上必要があると認める場合においては、都市計画法の定める手続によつて、都市計画の施設として、用途地域内に、特別工業地区、文教地区その他政令で定める特別用途地区を指定することができる。

〔二〕労働基準法

〔強制労働の禁止〕

第五條 使用者は、暴行、脅迫、監禁その他精神又は身体之自由を不当に拘束する手段によつて、労働者の意思に反して労働を強制してはならない。

(中間搾取の排除)

第六條 何人も、法律に基いて許される場合の外、業と

六十四條の規定に違反した者は、これを一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

(四) 職業安定法

〔有料職業紹介事業〕

第三十二條 何人も、有料の職業紹介事業を行つてはならない。但し、美術、音楽、演藝、その他特別の技術を必要とする者の職業をあつ旋することを目的とする職業紹介事業について、労働大臣の許可を得て行ふ場合は、この限りでない。

2 労働大臣が、前項の許可をなすには、予め許可申請者についてその資産の状況及び徳性を審査するとともに、中央職業安定審議会に諮問しなければならない。

3 營利職業紹介事業を行う者は、その事業を開始する前に、第四項の規定による補償の金額に充てるため、労働大臣が中央職業安定審議会に諮問の上、定める五万円を超えない金額の保証金を供託しなければならぬ。

して他人の就業に介入して利益を得てはならない。

〔前借金相殺の禁止〕

第十七條 使用者は、前借金その他労働することを條件とする前貸の借附と貸金を相殺してはならない。

第五十七條 使用者は、満十八才に満たない者について、その年令を証明する戸籍証明書を事業場に備へなければならぬ。

〔危険有害業務の就業制限〕

第六十三條 第一項省略

2 使用者は満十八才に満たない者を、毒劇薬、爆劇物を他の有害な原料若しくは材料又は爆発性、発火性若しくは引火性の原料若しくは材料を取扱ふ業務、著しくじんあい若しくは粉末を飛散し、若しくは有毒ガス若しくは有害放射線を飛散する場所又は高温若しくは高圧の場所における業務その他安全、衛生又は福祉に有害な場所における業務に就かせてはならない。

〔女子年少労働基準規則、第十三條、第五十六号〕
特殊の遊興的接客業における業務〕

第百十九條 第六條、第四十八條、第五十六條又は第

4 前項の者がこの法律又はこれに基く命令の規定に違反することによつて損害を受けた者は、前項の保証金からその保証を受ける権利を有する。

5 実業職業紹介事業又は営利職業紹介事業の許可を受けた者は、それぞれ、労働大臣が、中央職業安定審議会に諮問の上、物価庁長官と協議して定める額の許可料を納付しなければならない。

日 実業職業紹介事業又は賃利職業紹介事業を行う者は、それぞれ、労働大臣が中央職業安定協議会に諮問のうえ、労働厅长官と協議して定める手数料の外、いかなる名義でも、実費その他の手数料又は報酬を受けてはならない。

7 第一項の許可の有効期間は一年とする。

8 第一項の許可の申請手続その他有料の職業紹介事業に關し必要な事項は、命令で、これを定める。

（無料職業紹介事業）

第三十三條 無料の職業紹介事業を行うとする者は、第三十三條の二に規定する場合を除き、労働大臣の許可を受けなければならない。

2 労働大臣が前項の許可をなすには、予め中央職

業安定審議会に諮問しなければならない。但し、労働組合による労働組合に對し許可をなす場合には、この限りでない。

- 3 第一項の許可の有効期間は、二年とする。
- 4 第一項の許可の申請手續その他無料の職業紹介事業に關し、必要な事項は命令でこれを定める。

(營業の禁止)

第三十三條の四 料理店業、飲食店業、旅館業、古物商、質屋業、貸金業、その他これらに類する營業を行ふ者は、職業紹介事業を行ふことができない。

第六十三條 左の各号の一に該当する者は、これを一年以上十年以下の懲役又は二千万以上三千万以下の罰金に処する。

- 一、暴行、脅迫、監禁、その他精神又は身体之自由を不当に拘束する手段によつて職業紹介、労働者の募集若しくは労働者の供給を行つた者又はこれらに従事した者。

二、公衆衛生又は公衆道徳上有害な業務に就かせる

二、私娼の取締並びに發生の防止及び保護対策

(昭和二十一年十一月十四日法律第六十號)

方針

公娼廢止の趣旨に徹底して接客婦の自由を拘束する諸制限を徹底すると共に所謂「闇の女」の發生を防止する為次のような対策を講ぜんとするものである。

(一)、公娼廢止後の風俗対策

- 1 売淫行為を目的とする一切の贖身契約並びに金錢消費貸借の無効であることを一般に徹底すること。
- 2 地方長官は売春の常習者で花柳病傳播の虞のある者に対し定期又は随時に健康診断を行い伝染性疾病者に對し強制治療を命ずることが出来るものとする。
- 3 売淫をなし又は売淫の媒介者は売淫の爲に部屋を供与することはこれを禁ずること。
- 4 前号特殊飲食店等の地域に於ても接客に従事する婦女は團體又は女給等の正業を持たなければならないものとする。

(備考) 公娼の廢止後に於ては従来の貸座敷のような業態は認め難いこと。

- 5 娼妓、ダンサー、酌婦、女給等の接客婦の経済的、衛生的利益及び教養の向上發達を図ることを目的とした自主的な組合の結成及びその發展を図りこれに對し側面的な指導を加へること。
- 6 現在既に設立せられてゐる接客婦の組合で自主的でないもの又は不完全なものは前項によつて改組するよう指導すること。

- 6 接客婦等の營利的な紹介はこれを禁止することとしてその媒介施設業に關する片層命令はこれを廢止すること。

(二)「闇の女」の発生防止及び保護対策

- 1 民生委員の活動を積極的にして貧困による売笑婦への転落を防止する為生活保護の徹底を図ること。
- 2 主要都市その他必要の地に婦人福祉施設を設け家出婦女、淫褻婦女その他警察に検挙された婦女等のうち更生見込のある者で生活の根拠を欠いているものを收容保護し、この施設に於て正常生活の訓練、授産及職業指導実施を行い健全な勤労による自立更生の途をたてさせるよう措置すると共に病院その他必要の場所に相談指導員を派遣してこれら婦人の判別及び身上生活方般の相談指導を実施しこれに基いて適当な保護更生の方途を講ずること。
- 3 子女の教育指導に依つて正しい男女間の交際指導、性道德の昂揚を図る為次のような措置を講ずること。
 - (イ) 家庭に於ける子女の教育について積極的な関心を高める為、母親学級、両親学級、父兄会等に於て子女の問題について協議懇談指導すること。
 - (ロ) 男女青年団等の幹部講習会等に男女の交際結婚その他の問題について研究させること。
 - (ハ) 接客婦の組合員相互の教養を高めるような施設を持たせること。
- 4 正しい文化活動を取成して青年男女の健全な思想を涵養するために次のような措置を講ずること。
 - (イ) 文化団体等の活動を促して情操教育等を正にし一般婦女に高い趣味と教養とを与えることに努めること。
 - (ロ) 映画出版業界の自覚と責任に於て映画、出版物の品位を高め従って子女の性的好奇心を刺激するようなことのないよう関係者と懇談すること。
 - (ハ) 学校、工場、青年団等の活動を促して青年男女に健全な娯樂を奨励すること。
- 5 「闇の女」の警察取締を強化すること。此の場合特に婦人警察官を活用すること。検挙した婦女は親権者又は社会事業団体その他適当なものに引取らるること特に婦人福祉施設の設けられている所ではこれに引取らるることを原則とすること。

- 8 夜間特に警戒を要する地域内への婦人の単独立入りを自警抑制するように一般の注意を喚起すること。
- 7 一般婦女子を「闇の女」へ誘惑し又はその媒介斡旋をする者を厳重に取締ること。

三、日本の売春問題について米陸軍の回答

陸軍当局よりオハラ上院議員への回答文要旨(ワシントン七月二三日発A.P.共同)

朝日新聞七月二十四日夕刊

オハラ米上院議員はさきにラヴェット国防長官に対し、日本で陸軍要員を対象とする売春行為が盛んに行われ、これを米憲兵は傍観しているものの日本からの苦情文を提出、実情調査を要求したが、陸軍当局は二十三日オハラ議員につきのように書面回答した。

- 一、日本では売春は過去数百年來行われており、政府もこれを黙認している。
- 一、若十の地方條例を除き、日本の取締法規は売春禁止よりは性病予防を目的としている。
- 一、米陸軍当局には売春を行つたり、またはこれに関係ある日本人を取締る管轄権はない。

一九五三年二月三日印刷
一九五三年二月五日発行

編集兼発行人 東京都千代田区大手町一の七
労働省婦人少年局

印刷人 東京都中央区新富町一の七
石井精一郎

印刷所 東京都中央区新富町一の七
安信舎印刷株式会社